# 広告掲載仕様書

下記の広告事業において、番号札を発券して対応する受付窓口に番号を表示するシステム及び証明発行手続き後、交付窓口への呼出番号を表示するシステムを設置するとともに、当該システムのモニターを利用して行政情報や民間企業等の映像広告を掲載する広告代理店を募集します。

# ◆ 事業の名称 \_ 交付番号呼出システム等設置広告事業 \_

# ◆ 施設の概要について

施	設	の	名	称	札幌市内各区役所		
施	設	の	所	在	別紙1のとおり		
≡n	置	ļ.		ńл	所管する区域に居住する住民に対し、各種行政サ		
設		-		的	ービスの提供を行う	広告掲出場所の図面等	
開	庁		時	間	月曜日から金曜日の8時00分~17時30分		
閉	閉 庁				土日祝日及び12月29日~翌年1月3日	別紙2のとおり	
年	間オ	钊 月	月者	数	別紙1のとおり		
そ	· の		の 他		他	広告事業の契約期間:平成29年10月1日から	
					平成34年9月30日まで		

# ◆ 募集の内容について

広告掲出期間	広告掲出位置及び掲出方法	スペース	
平成29年10月1日~	[広告掲出位置] 別紙2のとおり。	各区役所内の戸籍住民課窓口付	
平成34年9月30日	[掲出方法] 広告代理店が受付番号発券	近において、広告掲出用に使用	
	システム及び交付番号呼出システムを	する 42 型以上のモニター分の	
	設置し、当該交付番号呼出システムのモ	スペース(ただし、各区の設置	
	ニターを利用して行政情報と企業広告	場所によっては協議のうえ調整	
	を掲出する。	することとする)。	
	システム概略図は別紙3のとおり。		

<del></del>	告 掲 出 条		条 件	① 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を実施すること。				
広	告	掲	Ш	禾	件	② 設置については庁舎の利用に支障のない方法で固定し、地震等の際の落		
						下や転倒に関する防止策を十分に講じること。また設置に係る費用は、		
						広告代理店の負担で行うこと。		
						上記のほか、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準を遵守すること。		

#### 広告物等の仕様

### <受付番号発券システム>

・住所異動届や証明書申請等の業務種別に応じて番号札を発券するととも に、番号の表示と音声案内により受付窓口に誘導するシステム。

## ○番号札発券機

- 各区役所戸籍住民課のカウンター又はロビーに設置し、4系統以上の 通し番号を印字した受付番号用紙の発券ができること。
- 系統毎に受付窓口への呼出待ち数を表示できること。

## ○受付窓□呼出機

- ・発行した受付番号用紙を持つ来庁者を各窓口に呼び出すため、本市職 員の操作により番号表示及び音声案内を行うことができること。
- ・ 職員の操作により消音を含め、音量調節ができること。
- ・同一番号を再呼出しできる機能を有すること。
- ・4系統以上の業務を設定可能であり、他系統の待ち人数をすべての呼出機で確認できること。

### ○待ち人数等一括表示モニター機能

- ・モニターは 42 型以上のプラズマ又は液晶モニター等の薄型のものと すること。ただし、各区の設置場所によっては協議のうえ調整するこ ととする。
- 4系統以上の業務を表示可能であり、業務項目の名称を任意に変更できること。
- ・各業務項目の待ち人数を3桁まで表示できること。
- それぞれの窓口で現在呼び出されている番号を表示できること。
- ・新たに呼出しを行った場合、その呼出番号と対象窓口を個別に大きく 表示できること。
- ・ 画面表示の切り替え時間を任意に設定できること。

#### <交付番号呼出システム>

・交付窓口へ案内するため、住民票の写し等の証明書の申請時に受付窓口 で渡す番号札の番号を、証明書交付準備が整った時点で、モニターに表 示するとともに音声等により呼出しするシステム。

### ○呼出番号表示モニター機能

- ・モニターは 42 型以上のプラズマ又は液晶モニター等の薄型のものと すること。ただし、各区の設置場所によっては協議のうえ調整するこ ととする。
- ・交付番号及び画面の上・下段に任意の案内文の表示ができること。
- ・画面表示は、表示する番号の数に応じて4窓から最大 20 窓以上まで 4段階以上の自動切替ができること。また、最大表示数を超えた場合 は、最大表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示する機 能を有すること。
- 番号表示と音声又はチャイムによる呼出しを自動的に行うことができ、 音声とチャイムの入切をそれぞれ設定できること。
- ・バーコードリーダー又は IC タグリーダーによる読み取り、及びテンキー等による入力によって、番号のモニター表示及び取消ができること。
- ・モニターのスイッチを証明書交付窓口付近に設置すること。
- 番号表示窓や背景、文字の色の設定ができること。
- 本市職員の操作により消音を含め、音量調節ができること。

### ○広告及び行政情報表示モニター機能

- ・モニターは 42 型以上のプラズマ又は液晶モニター等の薄型のものとすること。ただし、各区の設置場所によっては協議のうえ調整することとする。
- 企業広告と行政情報をあらかじめ設定したプログラムにより掲出する こと。

#### ○広告及び行政情報の設定

- ・放映枠のうち、全体の1/4以上を市政情報枠とすること。
- ・放映時間は原則区役所開庁日における業務時間(8時45分~17時 15分)とする。ただし、区役所開庁日又は区役所開庁日における業 務時間の変更等に伴い、臨時に延長又は短縮できるものとする。
- ・広告代理店は、本市から提供した素材をもとに市政情報を編集し、企業広告と組み合わせて放映すること。ただし、放映する映像はあらかじめ本市の審査を受けるものとする。
- ・映像の放映回数や更新頻度等については、本市と協議のうえ決定すること。

広	告	物	の扱	昆出	期	限	放映する 10 日前までに放映映像を提出し、本市の審査を受けること。な		
							お、映像のデータ形式や媒体については別途協議する。		
広	告	物	掲	出	作	業	広告代理店の責任において、本市の業務に支障のないよう行うこと。		
そ			の			他	・機器設置作業の日程や設置位置、固定方法などについては、本市と十		
							分協議を行うこと。		
							・広告の掲載にあたっては、当該広告が企業広告であることを明確にす		
							るため、原則としてその旨明記すること。		
							・設置機器の維持管理、保守、撤去及び原状回復については、全て広告		
							代理店の負担で行うこと。		
							• 操作方法説明書を備え付けること。		
							・ 広告掲出位置は予定であり、設置位置等は別途協議のうえ決定するこ		
					と。				
					• 区役所開庁日又は区役所開庁日における業務時間の変更等を実施して				
					いる期間のシステム利用については、必要に応じて別途協議のうえ調				
						整すること。			
参    考		考	窓口での証明書等交付件数(平成28年度)						
					中央区 306,796 件、北区 284,884 件、東区 281,244 件、				
					白石区 263,289 件、厚別区 156,832 件、豊平区 241,027 件、				
							清田区 142,143 件、南区 159,228 件、西区 254,776 件、		
							手稲区 169,673 件		

### ◆ その他

- 広告代理店は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行っていただきます。
- 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て広告代理店の負担によるものとします。
- ・ 広告物の提出後、本市により内容審査を行い、広告原稿確認書を交付します。このとき、必要に応じて修正 等の指示をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- 3月ごとの期間を定め、その期間における広告物の掲出完了後、広告掲載完了報告書をお渡しします。広告 代理店は広告掲出を確認後、広告掲載完了確認書を提出して下さい。
- 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、本市と十分に協議をして下さい。
- 広告掲載完了確認書を提出していただいた後、納入通知書により広告代理店が本市に納入する広告料を請求 しますので、納入通知書に定める納期限までに納入して下さい。
- 広告掲出期間中における設置機器及び広告物の維持管理、掲出期間終了時における設置機器及び広告物の撤去等については広告代理店の責任において行っていただきます。

## ◆ 必要機材一覧

	番号札発券機	受付窓口呼出機	待ち人数等一括	呼出番号表示	広告及び行政情報
			表示モニター	モニター	表示モニター
中央区	1	9	2	1	2
北区	1	7	2	1	1
東区	1	9	2	1	2
白石区	1	6	3	3	3
厚別区	1	7	0	1	1
豊平区	1	9	1	1	2
清田区	1	5	0	1	1
南区	1	7	0	1	1
西区	1	6	0	1	1
手稲区	1	6	0	1	1

## ◆ 留意事項

- ・ 広告代理店は、現在、各区役所に設置されている端末の設置状況等を事前に確認し、機器の入れ替えに必要 な検討を十分に行うよう心がけてください。
- ・ 広告代理店は、機器の入れ替えにあたり、広告を掲出している区役所の業務に支障が出ないことを考慮の上、 事前に現在端末を設置している広告代理店と調整してください。

問い合わせ先(契約担当部局)

市民文化局地域振興部戸籍住民課調整係

担当 原•原田

TEL (011)211-2296、FAX (011)218-5191

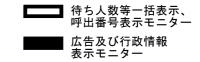
Eメール shimin,koseki@city,sapporo.jp

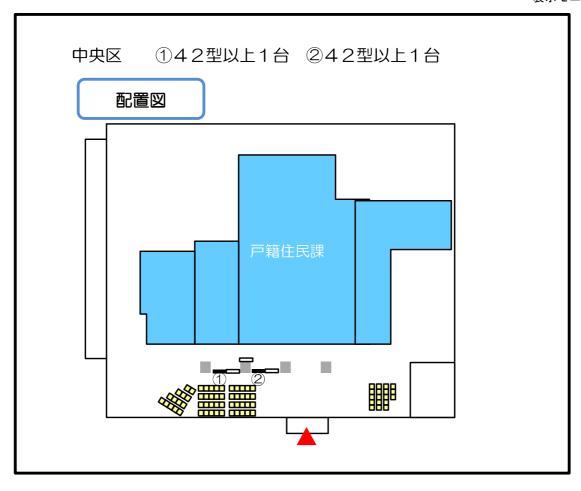
# 施設の所在地等

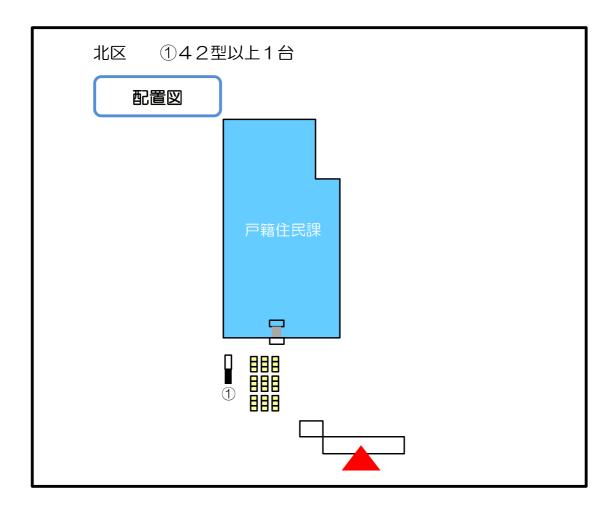
設置場所	区役所の住所 電話番号	区役所の年間利用者数 <sup>※</sup> (推計)
中央区役所 戸籍住民課	中央区南3条西11丁目 電 話 231-2400(代)	約262千人 (1日約1,080人)
北区役所 戸籍住民課	北区北24条西6丁目 電 話 757-2400(代)	約310千人 (1日約1, 270)
東区役所 戸籍住民課	東区北11条東7丁目 電 話 741-2400(代)	約294千人 (1日約1,210人)
白石区役所 戸籍住民課	白石区南郷通1丁目南 電 話 861-2400(代)	約244千人 (1日約1,000人)
厚別区役所 戸籍住民課	厚別区厚別中央1条5丁目 電 話 895-2400(代)	約147千人 (1日約600人)
豊平区役所 戸籍住民課	豊平区平岸6条10丁目 電 話 822-2400(代)	約244千人 (1日約1,000人)
清田区役所 戸籍住民課	清田区平岡1条1丁目 電 話 889-2400(代)	約129千人 (1日約530人)
南区役所 戸籍住民課	南区真駒内幸町2丁目 電 話 582-2400(代)	約159千人 (1日約650人)
西区役所 戸籍住民課	西区琴似2条7丁目 電 話 641-2400(代)	約235千人 (1日約960人)
手稲区役所 戸籍住民課	手稲区前田1条11丁目 電 話 681-2400 (代)	約156千人 (1日約640人)

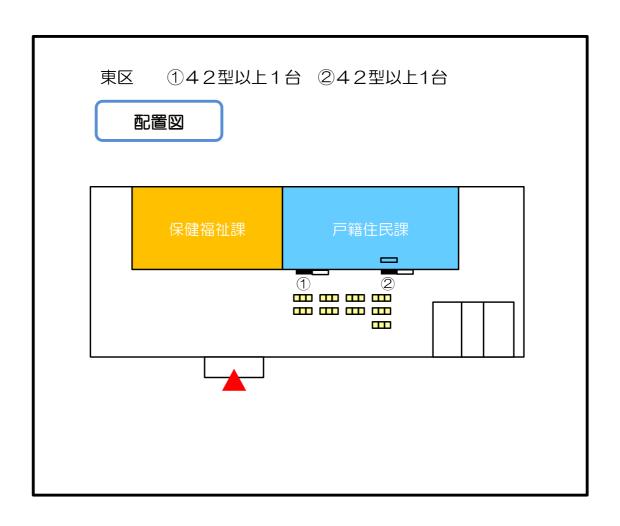
※職員を含む

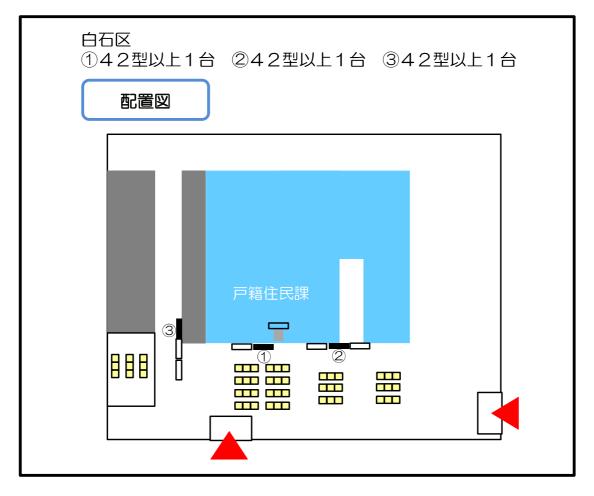
# 各区役所における広告掲出位置図

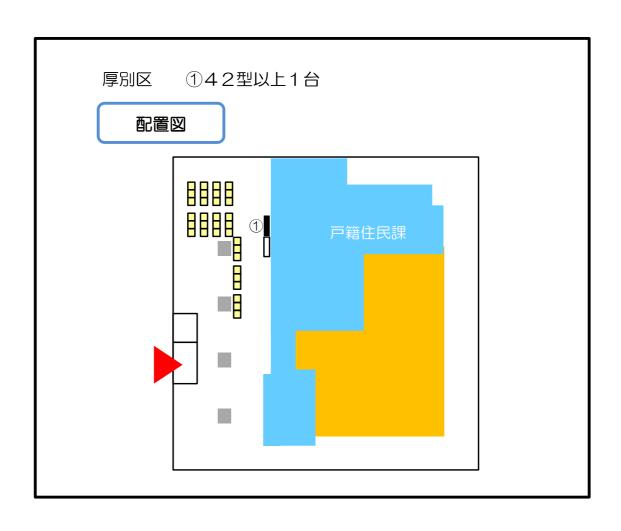


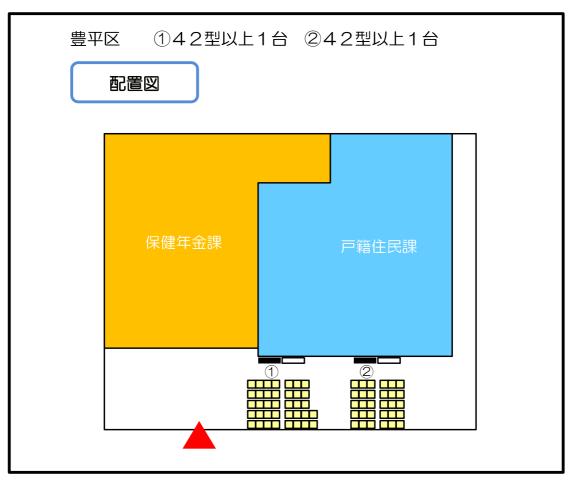


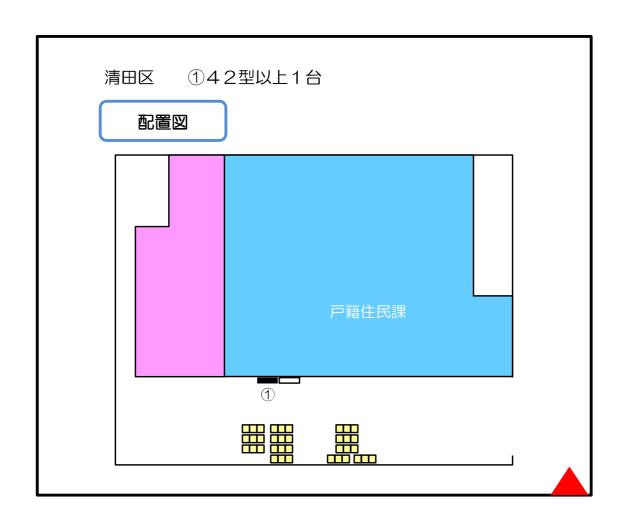


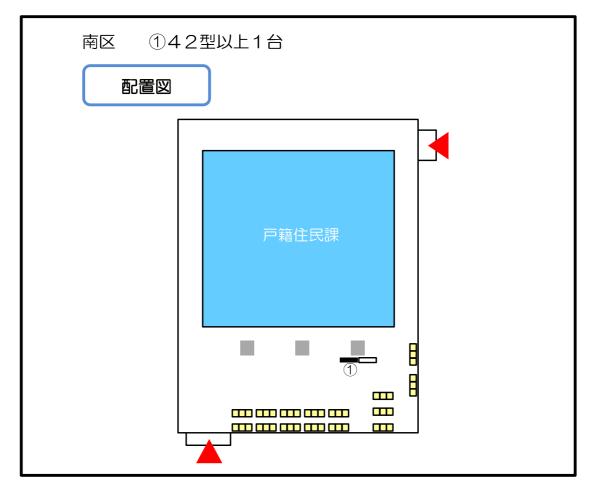


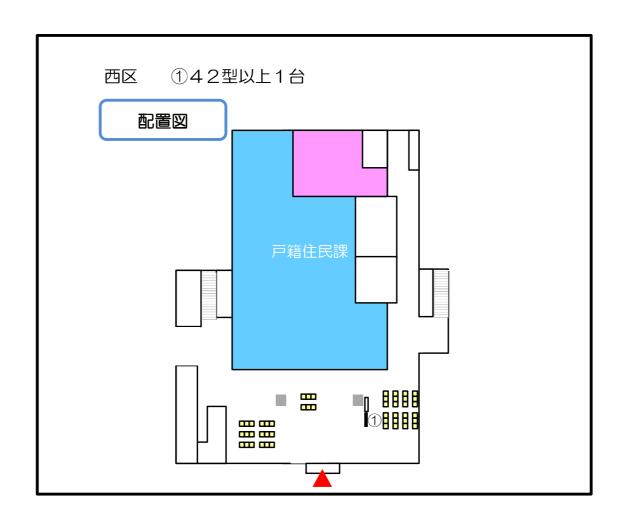


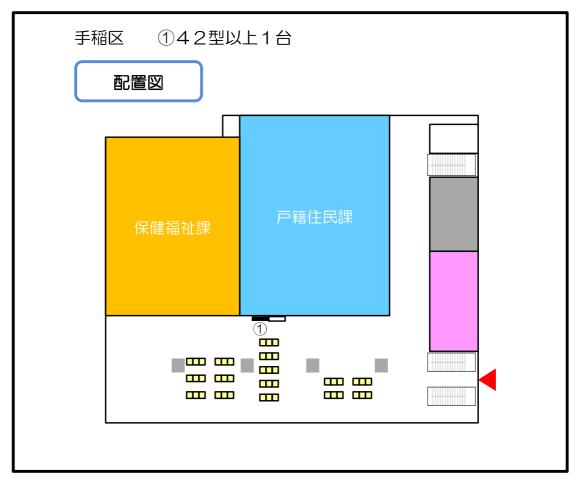












# 受付番号発券システム及び交付番号呼出システム概略図

